

副 本

平成22年(ワ)第 号 損害賠償請求事件
原 告
被 告 国

答 弁 書

平成22年9月1日

札幌地方裁判所民事第 係 御中

被告国指定代理人

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1

札幌法務局訟務部 (送達場所)

(電 話)

(FAX)

部 付

上 席 訟 務 官

訟 務 官

訟 務 官

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室

室 長

室 長 補 佐
室 長 補 佐
室 長 補 佐
室 長 補 佐
訟 務 專 門 官
係 長
係 長
主 查
係 員

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とするこ
と
を求める。

第2 管轄について

本件は、原告が、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」(平成20年法律第2号。以下「新法」という。)に基づく給付金の支給を受けるため、被告に対して国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

民事訴訟法4条1項は、「訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する」と規定しているところ、「国の普通裁判籍は、訴訟について国を代表する官庁の所在地により定まる」(同条6項)とされているから、本件訴訟の普通裁判籍による管轄は、法務省(法務大臣権限法1条)の所在地を管轄する東京地方裁判所の管轄に属する。

なお、民事訴訟法5条1号は、財産権上の訴えは義務履行地を管轄する裁判所に提起することができる旨規定しているが、本件訴訟における訴訟物は、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権であるため、原告の住所又は居所である岩手県宮古市が「義務履行地」となり(国家賠償法4条, 民法484条), 同所を管轄する盛岡地方裁判所宮古支部に訴えを提起することができるにとどまる。

また、民事訴訟法5条9号は、不法行為に関する訴えは不法行為があった地

(以下略)